

「WE LOVE とよたアワード」実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、「わくわくする世界一楽しいふるさと」を目指す「WE LOVE とよた」条例（平成29年条例第1号。以下「条例」という。）の趣旨に沿った取組を行っている個人又は団体（以下「個人等」という。）を表彰することにより、「WE LOVE とよた」の取組への理解と共感の輪を広げていくことを目的とする。

（表彰の対象）

第2条 条例第2条の規定に則して、次の各号のいずれかに該当する取組を行う個人等を表彰の対象とする。

- （1）とよたの魅力を知る取組
- （2）とよたの魅力を暮らしに取り入れる取組
- （3）とよたの魅力を発信する取組
- （4）とよたの魅力を高める取組
- （5）「WE LOVE とよた」の理解と共感の輪を広げる取組

2 前項の規定にかかわらず、個人等が次の各号のいずれかに該当する場合は、表彰の対象としないものとする。

- （1）受賞により、営利法人等の全体を市が評価・保証しているかのように誤認されるおそれがある場合
- （2）暴力団員又は暴力団と関係を有する個人等
- （3）公序良俗に反する取組を行う個人等
- （4）特定の政治、宗教、募金等の活動を目的とする取組を行う個人等
- （5）その他表彰することが適当でないと市長が認める個人等

（表彰の方法）

第3条 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。

（表彰の取消し）

第4条 市長は、被表彰者が違法又は不当な行為等を行ったときは、表彰を中止し、又は既に行った表彰を取り消すことができる。この場合において、表彰を取り消した個人等に対しては、既に授与した表彰状等の返還を求めることができる。

（委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和6年8月22日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和8年8月20日から施行する。